

令和5年度子育て世帯に対する区独自給付事業の実施について

1 概要

本年6月、国が示した「こども未来戦略方針」の中で、児童手当における所得制限の撤廃及び対象年齢の拡充に取り組む方針が具体的に示されたが、国による実施までの間、区独自で子育て世帯に対する給付事業を実施し、次世代を担う子どもたちの育ちを支援する。

2 区独自給付事業

- (1) 16歳から18歳までの高校生世代を養育する者に対し、「文京区高校生世代育成支援金（以下「育成支援金」という。）」を実施する。
- (2) 所得制限により児童手当の対象外となった者に対し、「文京区児童手当対象外世帯独自給付金（以下「独自給付金」という。）」を実施する。

3 給付対象

- (1) 育成支援金
平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれ、文京区に住所を有している児童の養育者（予想対象児童：約5,300人）
- (2) 独自給付金
以下の全ての要件に該当する者（予想対象児童：約14,300人）
 - ア 令和5年4月1日以降文京区に住所を有している。
 - イ 平成20年4月2日から令和6年3月1日までに生まれた児童を養育している。
 - ウ 令和5年度の児童手当を受給していない。

4 給付額

児童一人当たり 月額5千円

毎月1日時点で給付対象の要件を満たす場合に、その月分の給付対象とする。

5 給付方法

上半期分・下半期分の年2回に分けて給付を行う。なお、下半期分については令和6年度の給付となる。

- (1) 育成支援金
上半期分：令和5年4月から9月まで 下半期分：10月から令和6年3月まで
- (2) 独自給付金
上半期分：令和5年6月から9月まで 下半期分：10月から令和6年3月まで

6 申請方法

申請内容を確認し、給付を決定した者に対し、指定口座に振り込む。なお、申請は、LINEを活用した電子申請及び郵送による申請とする。

7 申請期限（上半期分）

- (1) 一次締切 令和5年12月15日まで（予定）
- (2) 二次締切 令和6年3月31日まで

※ 令和5年10月以降においても文京区に続けて在住しており、対象の要件を満たす者（以下「申請不要者」という。）については、プッシュ型で給付する。

※ 令和5年10月以降区に転入し、又は出生した対象児童の養育者（以下「要申請者」という。）については、申請内容を確認した上で支給する。

8 周知方法

申請書を同封したうえで各事業の対象となる世帯に周知するほか、区報、区ホームページ、区SNS等も活用する。

9 スケジュール（予定）

令和5年 9月	議会報告
10月下旬	案内文送付、申請受付開始
令和6年 2月下旬	支給決定後、上半期分を一括支給
4月中旬	要申請者に対し案内文送付
5月中旬	申請不要者に対しプッシュ型で下半期分を一括支給
5月下旬	申請不要者に対し下半期分を一括支給
7月下旬	要申請者に対し下半期分を一括支給

10 その他

令和6年度以降については、国の動向を踏まえ検討する。